

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

(3) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表1-1の第1欄に掲げる事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

(4) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(5) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(交付目的)

第3条 通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所（以下、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「介護サービス事業所」という。）及び介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、新型コロナウイルスへの感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時には想定されない、令和3年4月1日以降に生じるかかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1-1、1-2、1-3、1-4、1-5（以下「別表」という。）の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、事業所・施設ごとに、別表の第4欄に定める基準単価と、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とを比較して少ない方の額とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第5条第1項第2号に掲げる書類は不要とする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（別表の第4欄に定める額を限度とする。以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請の提出をもって、報告があったものとみなす。

- 2 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和2年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和3年9月3日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和4年1月11日から施行し、令和3年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

附 則

1 この要綱は令和4年6月7日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

2 令和4年4月8日から令和5年2月末日までの間の施設内療養の場合、かつ、小規模施設等（定員29人以下）にあつては、施設内療養者が同一日に2名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5名以上いる場合に限り、別表1-4の4基準単価に施設内療養者1人あたり1日1万円を追加する（追加する額は施設内療養者1人あたり15万円を上限とする）。

なお、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

この要綱は、令和5年1月10日から施行し、令和4年度実施事業から適用する。

別表 1 - 1

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）		
			サービス種別	共通	
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	以下のいずれかに該当する県内の事業所 ・県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ・利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ・濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	(1) 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用（事業所等消毒・清掃費用、マスク、手袋等の衛生用品の購入費、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費、宿泊費、損害保険の加入費用、連携先事業所等への利用者の引継ぎ等の際に生じる介護報酬上では評価されない費用等） (2) 通所系サービスの代替サービス提供のための費用（人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費、宿泊費、損害保険の加入費用、代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費は除く）） (3) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、介護サービスを継続して提供するために必要な経費	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所
				大規模型（Ⅰ）	684/事業所
				大規模型（Ⅱ）	889/事業所
			地域密着型通所介護事業所		231/事業所
			認知症対応型通所介護事業所		226/事業所
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所
				大規模型（Ⅰ）	710/事業所
				大規模型（Ⅱ）	1,133/事業所
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27/定員
			訪問介護事業所		320/事業所
			訪問入浴介護事業所		339/事業所
			訪問看護事業所		311/事業所
			訪問リハビリテーション事業所		137/事業所
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508/事業所
			夜間対応型訪問介護事業所		204/事業所
			居宅介護支援事業所		148/事業所
			福祉用具貸与事業所		—
			居宅療養管理指導事業所		33/事業所
			小規模多機能型居宅介護事業所		475/事業所
			看護小規模多機能型居宅介護事業所		638/事業所
			介護老人福祉施設		38/定員
			地域密着型介護老人福祉施設		40/定員
介護老人保健施設		38/定員			
介護医療院		48/定員			
介護療養型医療施設		43/定員			
認知症対応型共同生活介護事業所		36/定員			
養護老人ホーム、有料老人ホーム、		定員30人以上	37/定員		
サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム		定員29人以下	35/定員		

(注1) 同一の事業所・施設について、申請年度において既に交付決定を受けている場合は、基準単価から既交付決定額を除いた額を上限として申請することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、別表1-1で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3)

- ・ 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

別表 1 - 2

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）		
(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	別表1-1の「2 対象事業者」以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、サービスを提供した事業所（注4）	(1) 通所系サービスの代替サービス提供のための費用（人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費、宿泊費、損害保険の加入費用、代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費は除く）） (2) その他、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、介護サービスを継続して提供するために必要な経費	通所介護事業所	通常規模型	537/事業所
				大規模型（Ⅰ）	684/事業所
				大規模型（Ⅱ）	889/事業所
			地域密着型通所介護事業所	231/事業所	
			認知症対応型通所介護事業所	226/事業所	
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564/事業所
				大規模型（Ⅰ）	710/事業所
大規模型（Ⅱ）	1,133/事業所				

(注1) 同一の事業所・施設について、申請年度において既に交付決定を受けている場合は、基準単価から既交付決定額を除いた額を上限として申請することができる。

(注2) 同一の事業所・施設について、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を利用することができる。

(注3) ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所介護事業所（通常規模型）と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。

(注4) 「当該事業所（通所系サービス事業所）の職員により、居宅で生活している利用者に対して利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、サービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」

（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

別表 1 - 3

1 補助事業	2 対象施設等	3 補助対象経費	4 基準単価
<p>(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業</p>	<p>感染の疑いのある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した、以下のいずれかに該当する県内の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 	<p>左欄の対象施設等における濃厚接触者と同居する職員、発熱等の症状（新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員、面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者等のうち、行政検査の対象とされなかった者に対して、以下の①及び②の要件に該当する場合に実施するPCR検査等に要する費用（注）</p> <p>① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること。</p> <p>② 保健所等に行政検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。（自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて提出すること。）</p>	<p>1人1回あたりの基準単価は2万円とする。</p> <p>ただし、各施設への補助額は、別表1-1で算定した補助額と合算した上で、同表のサービス種別毎の基準単価の範囲内とする。</p>

(注) 職員や利用者の個別の状況、事情に関わらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は補助対象としない。

別表1-4

1 補助事業	2 対象施設等	3 補助対象経費	4 基準単価
<p>(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業</p>	<p>以下の①及び②の要件に該当する 県内の高齢者施設等</p> <p>①利用者の感染により、保健所に入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養をすることとなった高齢者施設等</p> <p>②保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保を実施した高齢者施設等</p>	<p>施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービスでは想定されない、</p> <p>(1) 必要な感染予防対策を講じた上でのサービス提供</p> <p>(2) ゾーニング（区域をわける）の実施</p> <p>(3) コホーティング（隔離）の実施、担当職員をわける等の勤務調整</p> <p>(4) 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察</p> <p>(5) 症状に変化があった場合等の保健所への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用。</p>	<p>○令和4年9月30日までに発症した者 施設内療養者（注）1人あたり15万円とする。</p> <p>ただし、15日以内に入院した場合は、発症から入院までの施設内での療養日数に応じ、1人あたり1日1万円を補助する。</p> <p>○令和4年10月1日以降に発症した者 施設内療養者1人あたり1日1万円を補助する（1人あたり最大15万円を補助。）。</p> <p>なお、各施設への補助額は、別表1-1で算定した補助額と合算した上で、同表のサービス種別毎の基準単価の範囲内とする。</p>

(注) 「施設内療養者」は、令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快※後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快※後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

※ 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

別表 1 - 5

1 補助事業	2 対象事業者	3 補助対象経費	4 基準単価（単位：千円、1事業所または1定員あたり）		
(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業	以下の事業所の利用者の受入や、当該事業所に応援職員の派遣を行った県内事業所 ①県等から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所 ②利用者又は職員に感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③感染症拡大防止の観点から、自主的に休業（注4）した介護サービス事業所	(1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用（追加が必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用、利用者引継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用等） (2) 職員の応援派遣に係る費用（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等） (3) その他、利用者の介護サービスを確保する観点から、必要と認められる経費	通所介護事業所	通常規模型	268/事業所
				大規模型（Ⅰ）	342/事業所
				大規模型（Ⅱ）	445/事業所
			地域密着型通所介護事業所	115/事業所	
			認知症対応型通所介護事業所	113/事業所	
			通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282/事業所
				大規模型（Ⅰ）	355/事業所
				大規模型（Ⅱ）	567/事業所
			短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	13/定員	
			訪問介護事業所	160/事業所	
			訪問入浴介護事業所	169/事業所	
			訪問看護事業所	156/事業所	
			訪問リハビリテーション事業所	68/事業所	
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	254/事業所	
			夜間対応型訪問介護事業所	102/事業所	
			居宅介護支援事業所	74/事業所	
			福祉用具貸与事業所	282/事業所	
			居宅療養管理指導事業所	16/事業所	
			小規模多機能型居宅介護事業所	237/事業所	
			看護小規模多機能型居宅介護事業所	319/事業所	
			介護老人福祉施設	19/定員	
			地域密着型介護老人福祉施設	20/定員	
			介護老人保健施設	19/定員	
			介護医療院	24/定員	
介護療養型医療施設	21/定員				
認知症対応型共同生活介護事業所	18/定員				
養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム	定員 30人以上	19/定員			
	定員 29人以下	18/定員			

- (注1) 同一の事業所・施設について、申請年度において既に交付決定を受けている場合は、基準単価から既交付決定額を除いた額を上限として申請することができる。なお、集団感染等が発生したことにより、別表1-5で定める基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難となる場合、個別協議により知事の承認を受けた事業者に対しては基準単価を上乗せすることができる。
- (注2) 同一の事業所・施設について、「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を利用することができる。
- (注3) ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- (注4) 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。